

# 医療費の自己負担限度額区分一覧表(前期高齢者70～74歳)

負担割合	負担区分	所得要件	1か月あたりの自己負担限度額	
			外来のみ(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並みⅢ 認定証不要	住民税課税標準額が 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円> ※1	
	現役並みⅡ (現役Ⅱ)	住民税課税標準額が 380万円以上690万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円> ※1	
	現役並みⅠ (現役Ⅰ)	住民税課税標準額が 145万円以上380万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円> ※1	
2割	一般 認定証不要	住民税課税	18,000円 (年間上限額 144,000円) ※2	57,600円 <44,400円> ※1
	低所得Ⅱ (区分Ⅱ)	住民税非課税	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ (区分Ⅰ)	住民税非課税 (所得が一定以下 ※3)	8,000円	15,000円

※1 … 診療当月を含む過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の負担限度額。

ただし、一般の外来(個人ごと)のみでの高額療養費が支給されている場合は、回数に含みません。

※2 … 外来の医療費負担が年間上限を超えている場合、対象者には差額支給について年に1度通知があります。

※3 … 年金収入のみの場合、年金収入が80万円以下

年金と他の収入がある場合、(年金収入 - 80万円) + (年金以外の収入 - 必要経費) = 0円以下

↳ 年金収入が80万円未満の場合は0円として計算

## 入院時の食事代(1食あたり) ※一部負担金には含まれません

区分	令和6年5月31日まで	令和6年6月1日まで	令和7年4月1日から
現役並み・一般	460円	490円	510円
区分Ⅱ	(入院90日目まで) 210円	(入院90日目まで) 230円	(入院90日目まで) 240円
	(入院91日目以降) 160円	(入院91日目以降) 180円	(入院91日目以降) 190円
区分Ⅰ	100円	110円	110円

※区分Ⅱでの過去1年間の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院該当の申請をすることで食事代が安くなります。

### ～マイナ保険証をご利用ください～

マイナ保険証を利用すると、限度額認定証がなくても  
高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。